

名家連ニュース

平成30年9月14日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 547号



名古屋市精神保健福祉センター情報紹介③



思春期の精神保健相談

《相談日》 第1週・第2週の木曜日、第3週の木曜日、第4週の火曜日

《時間》 14時～16時(1回2組予約制)

《対象》 思春期に起こるさまざまな悩みを抱えているご本人やその家族

事例：子どもが学校などに行かず、声をかけても返事がない。心配だけど、どこに相談したらいいのかしら…

事例：自分自身のこと、友だちや家族との関係で悩んでいるけど、誰にも話せない。一人で悩んでいるとさらに気持ちが落ちこんでしまう。

《利用方法》 予約制の面接相談になります。まずは電話で問居合わせください

《電話番号》 052-483-2095 名古屋市精神保健福祉センター ここらば

◆◇ 夜間・休日対応の精神科診療所の把握 ◇◆ 厚労省、精神科救急整備事業の実施要綱改正

厚生労働省は、精神科救急医療体制整備事業の実施要綱を改正した。夜間・休日対応を行っている精神科診療所を把握し、初期精神科救急医療体制を拡充する狙いがある。外来対応の施設についても「既存の地域資源を活用しつつ輪番等の体制を構築する」としている。

自殺未遂などによる身体合併症のある精神疾患の患者については、救急搬送を受け入れる医療機関の選定に時間のかかるケースが少なくない。総務省消防庁によると、搬送まで3-4時間かかったケースの約4割を精神疾患患者が占めている。

こうした状況を改善するため、厚労省は2008年に精神科救急医療体制に関する実施要綱を策定し、都道府県に連絡調整委員会を設置して関係機関の連携・調整を行うよう求めていた。

今回の改正では、都道府県が設定した圏域ごとに設けられた精神科救急医療体制などに関する検討部会が、夜間・休日対応を行っている精神科診療所を把握する必要性が盛り込まれた。

また、精神障害者らの搬送先となる医療機関との連絡・調整機能を担う各都道府県の「精神科救急情報センター」が救急医療機関や消防機関などからの要請に対し、連絡調整委員会で把握した外来受診が可能な医療機関を紹介するよう促している。



pixta.jp - 24726952